

役員退職手当規程

(目的)

第1条 この規程は、財団法人港湾労働安定協会の常勤役員(以下「役員」という。)の退職手当の支給に関する事項を定めることを目的とする。

(退職手当の支給基準)

第2条 退職手当は、役員が退職した場合にはその者に、役員が死亡した場合にはその遺族に支給する。ただし、寄附行為第20条の規定により解任された場合には、この限りではない。

2 在職期間2年未満で退職した場合は、退職手当は支給しない。

ただし、特別の事由があるときは、規定額の3割を超えない範囲内で支給することができる。

(退職手当の額)

第3条 退職手当の額は、在職期間1月につきその者の退職または死亡当時における報酬の月額に100分の25を乗じて得た額の範囲内とする。

ただし、第5条後段の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、役職ごとの在職期間(以下「役職別期間」という。)1月につき退職または死亡の日における当該役職ごとの報酬月額に100分の25を乗じて得たそれぞれの合計額の範囲内とする。

2 退職時に役員報酬規程第2条に規定する特別手当の支給が1ヵ月(期間率6ヵ月分の1ヵ月)以上ある者については、これを退職時に支給することができる。

(在職期間の計算)

第4条 在職期間(役職別期間を含む。)の月数の計算については、任命の日から起算して暦にしたがって計算するものとし、1月に満たない端数(以下「端数」という。)を生じたときは、これを1月として計算する。

2 前条ただし書きの規定による場合においては、役職別期間の合計月数が次条の規定により引き続き在職したのものとして計算される在職期間の在職月数を超えるときは、役職別期間のうち、前職の役職別期間の在職月数から1月を減ずるものとする。

(再任等の場合の取扱)

第5条 役員が任期満了の日またはその翌日に再び同一の役員を命ぜられたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。なお、任期満了の日以前またはその翌日において役職を異にする役員を命ぜられたときも同様とする。

(遺族の範囲及び順位)

第6条 第2条に規定する遺族の範囲及び順位は、次の各号によるものとし、第2号及び第3号に掲げるもののうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順位による。

- (1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
- (2) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹その他親族で役員の死亡時主としてその収入により生計を維持し、または生計を共にしていた者
- (3) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で前号に該当しない者

- 2 前項第2号及び第3号中、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については養父の父母を先にし、父母の実父母を後にする。
- 3 退職手当を受けべき遺族のうち同順位の者が2人以上ある場合は、その人数により等分して支給する。

(端数の処理)

第7条 この規程による退職手当の計算の結果生じた1,000円未満の端数は、これを1,000円に切り上げるものとする。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から実施する。